

第14回東京都板橋区景観審議会

令和3年3月8日（月）

板橋区役所本庁舎南館4階災害対策室A B

I 出席委員

天 野 光 一	池 邊 このみ	神 谷 博
中 島 直 人	大 場 明 夫	内田けんいちろう
鈴木 こうすけ	こんどう 秀人	高 山 しんご
長 江 洋 介	萱 場 晃 一	中 尾 美佐男
鈴 木 和 貴	黒 瀬 聖 子	杉 山 朗 子

II 出席者

区 長	都 市 整 備 部 長	都 市 整 備 部 参 事
都 市 景 観 担 当 係 長		

III 議 事

○第14回東京都板橋区景観審議会

区長挨拶

開会宣言

<議 事>

- 1 板橋区景観計画の変更について <諮問>
(板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更について)
【アクセント色の導入】〔資料1-1~-3、参考資料1-1~1-2〕
- 2 板橋宿不動通り地区景観形成重点地区の指定による板橋区景観計画(変更案の素案)について〔資料2-1~-3、参考資料2〕
- 3 その他(報告事項等)〔資料3-1、資料3-2〕

閉会宣言

IV 配付資料

I 当日机上配付

閲覧資料1 板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更案<抜粋>

閲覧資料2 板橋宿不動通り地区景観まちづくりプラン(素案)

II 事前送付

1. 議事日程

2. 板橋区景観審議会委員名簿
3. [資料1-1] 板橋区景観計画の変更について <諮問>
4. [資料1-2] 板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更案<板橋区
変更計画より一部抜粋>
5. [資料1-3] 板橋区景観計画の変更について
(板橋区景観計画に関する基準の一部変更について)
【アクセント色の導入】
6. [資料2-1] 板橋宿不動通り地区景観形成重点地区の指定による景観計
画(変更案の素案)について
7. [資料2-2] 板橋区景観計画(板橋宿不動通り地区景観形成重点地区指
定に伴う板橋区景観計画変更箇所追加版)(変更案の素案)
8. [資料2-3] 景観審議会及び景観審議会部会での委員意見に対する景観
計画への反映状況
9. [参考資料1-1] 景観計画変更(アクセント色の導入)に向けた
パブリックコメントの実施について
10. [参考資料1-2] 景観計画変更(アクセント色の導入)に向けた
都市計画審議会への意見伺いについて
11. [参考資料2] 第13回景観審議会及び、第17、18回景観審議会部会
での委員意見と区の考え方

○議長（天野会長） それでは、承りましたので、これから始めていきたいと思ひます。

先ほど区長さんの挨拶にもございました、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が今日から解除になるかと思ひきや、2週間延長になってしまひまして会議ができるかと心配していたところですが、今日は後で議題に入りますけれども、かねがね数年間検討してきた色彩の話と不動通りの重点地区に向けての動きということで、開催させていただきます。

来てみて驚いたんですが、間にスクリーンがあるということで、スクリーンを設置していただひてますし、入り口のところに消毒薬もありますし、予防対策をしていただひて開催していただひているということでございます。

議事のほうも十分な議論をしていきたいと思ひますが、なるべく速やかに進めさせていきたいと思ひますので、皆様の御協力をどうかよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第14回板橋区景観審議会を開始します。

まず、事務局より出席委員数の報告をお願ひいたします。

○都市整備部参事 本日は、委員数16名のところ、現在の出席委員数は15名でございます。開会に必要な委員の半数以上の御出席をいただひております。会議としては有効に成立しております。

○議長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思ひます。

まず、議事の第1番目、板橋区景観計画の変更について。これは、板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更について、アクセント色の導入ということについて、諮問文の紹介、内容について御説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○都市整備部参事 それでは、議事1、板橋区景観計画の変更〈諮問〉について、御説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、資料1-1を御覧いただきたいと思ひます。

今回は諮問の案件でございます。それではまず、諮問文を朗読させていただきます。それでは資料1-1に基づきまして御説明します。

2板都第497号 東京都板橋区景観審議会。

東京都板橋区景観条例第9条第1項に基づき、下記事項について、諮問する。

令和3年2月24日、東京都板橋区長 坂本健。

記、板橋区景観計画の変更について。

理由、板橋区景観計画における景観形成基準のうち、色彩に関する基準の一部変更につい

て、意見を伺うものである。

以上でございます。

この件につきまして、本日答申させていただきます。

それでは、内容について御説明申し上げます。資料1-2を御覧いただきたいと思います。

こちらが、板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更案の抜粋になります。本体は、こちらにとじてございます板橋区景観計画のものでございます。こちらの中から一部抜粋させていただきますまして、資料を作り上げているところでございます。

続きまして、資料1-3を御覧いただきたいと思います。

まず、区では平成23年3月23日に板橋区景観条例の施行を経て、同8月22日に板橋区景観計画を策定し運用を開始しております。これらの条例・計画に基づき届出及び事前協議が必要となり、建築物を建築する際に、「配置」、「高さ・規模」、「形態・意匠・色彩」、「公開空地・外構・緑化」、「駐車場などの付属物」からなる景観計画の景観形成基準を満たすことが求められております。今回の変更では、これらの基準のうち「色彩」について、景観審議会また同部会等での審議の結果を踏まえまして、一部変更を行うものでございます。

続きまして、(1)でございます。色彩に関する基準の一部変更案の概要でございます。

現在、区景観計画において「色彩」に関しましては、外壁基本色、強調色を定めており、色合いを「色相」、明るさを「明度」、鮮やかさを「彩度」として、マンセル値として数値化し使用できる色の範囲を数値において定めております。

少し下の、注釈の※1を御覧いただきたいと思います。外壁基本色とは建築物等の基調となる色で、全体の色のイメージを与えたり、また大きな面積を占める色彩のことで、外壁各面の5分の4以上は外壁基本色の基準に適合した色彩としております。

その下の※2でございます。強調色とは、建築物等の形状や表情に合わせ変化をつけたり、また分節のために使われる色彩のことで、外壁に表情をつける場合など、外壁の各面の5分の1以下について強調色の基準に適した色彩とするとしております。

今日は、ブレザーというか上着を着ておりますけれども、ワイシャツ姿を想像していただきますと、外壁基本色がワイシャツの色、また強調色がネクタイの色のようなイメージでございます。

今回の変更では、ここまで説明いたしました外壁基本色また強調色のほかに、新たにアクセント色として、現在の景観計画で使うことのできない比較的鮮やかな色彩を使用するものでございます。

続きまして、その下の※3でございます。アクセント色についてでございますが、外壁基本色や強調色と異なり、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出する色彩として小さな面積で使用する色彩で、強調色のほかに外壁にアクセントをつける場合、外壁各面の12メートルまたは10メートル以下の部分につきまして、20分の1に限ってアクセント色の基準に適合した色彩とする。また、強調色とアクセント色の総量につきましては外壁各面の5分の1以下とするというふうにしております。

先ほど、外壁基本色がワイシャツの色、強調色がネクタイの色とお伝えしましたが、アクセント色はネクタイのデザインのドット柄でございますとかストライプ柄など、そういう部分のイメージをしていただきたいと思います。

続きまして、色彩基準の部分でございますが、資料の1-2のところの板橋区景観計画色彩に関する基準の一部変更案《抜粋》の5ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは一般地域の色彩基準のページでございますが、少し見づらいですが、赤枠の中に今回の変更に伴います追加（アクセント色）に関する記載がございます。

アクセント色につきましては、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情また賑わい等という先ほど御説明しましたが、このような「街のスケール感やまた歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方」をしていただきまして、良好な景観形成に寄与するための色彩のデザインとすることとしております。

色彩基準では、面積の上限、使用場所、彩度の上限を定めることとなっておりますが、これらにつきましては、今までの審議会、部会等を通じまして皆様から多くの意見をいただきまして御議論をしてきたところでございます。また、彩度の上限につきましては、少しイメージしづらいところでございますが、少し具体的に説明させていただきますと、表の一番下のところに「彩度の上限」という記載がございます。この表の色相、色合いのことでございますが、3段階に分けてございまして、アクセント色の彩度の上限を表したものでございます。上から色相の0.0Rから5.0Yが、こちらは赤や黄色などの暖色系のものでございまして、彩度としては8以下というふうにしております。真ん中の部分が色相の5.0Yから5.0Gということでございまして、黄緑や緑などの中間色系のもので、彩度を6以下としております。また一番下のその他の色相のところでございますが、青や紫などの寒色系でございまして、彩度4以下というふうにしております。これらのものは色彩を色学的に表したもので、後ろのほう76ページのところに「アクセント色の色彩基準のイメージ」というふうになっております。

続きまして、先ほどの資料1－3でございますが、(2)のところに経緯及び今後のスケジュールというものがございます。令和2年度の件については記述のとおりでございます。本日こちらのほうで諮問いただきますと、手続を令和2年度中に完了する予定というふうに考えております。

続きまして、資料1－3の裏面を御覧いただきたいと思っております。※のところに書いてございますが、このような形で取り組んでいるところでございます。

続きまして、参考資料1－1を御覧いただきたいと思っております。

こちらは、今年度4月20日から5月22日までパブリックコメントを実施した際のものでございまして、2名の方から御意見をいただきまして、共にアクセント色については好意的な意見をいただいたところでございます。

続きまして、参考資料1－2でございます。

こちらにつきましては、11月5日に板橋区都市計画審議会に景観法に基づく意見伺いをを行ったところでございます。本件について、異議なしという形で答申をいただいております。その結果を12月23日に開催されました景観審議会部会で、また令和3年の、1月21日に区議会の都市建設委員会のほうにも御報告させていただいたところでございます。本日、本審議会に諮問させていただきまして答申をいただき、3月中には変更の決定告示等を行いたいと思っております。その上で、4月1日より運用を開始したいと考えているところでございます。

議事1の景観計画の変更についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、もしくは御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

大分長く議論させていただいたので、よろしゅうございますか。

それでは、特に御質問、御意見等ないようでございますので、これより議事1、板橋区景観計画の変更について（板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更について）【アクセント色の導入】を採決いたします。

賛成の方は挙手をいただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○杉山専門委員 すみません、ちょっと一言だけ、よろしいですか。

○議長 どうぞ。

○杉山専門委員 採決の前に、ちょっと一言お願いでございます。意見というほどではない。

景観法、15年以上たちまして、実は最近、この色彩についても見直しという動きがすごく求められたり、取り組んだりしている自治体も多くございます。研究者のほうも伺いましたらば、各自治体にこれまでどういう色彩の範囲の考え方みたいなことだったのかというのを調べられている研究発表というのを、実は最近伺ったんですね、研究発表という形で伺いました。その際に、根拠が回答できない自治体というのが、かなり多くあったというようなことがあったんです。

板橋区さんは一生懸命こういうふういろいろなさっていたりするので、そういう問合せが来たときに、簡単にどなたもお答えになれるように、この内容というよりは抜粋といいですか、簡単に数秒でそういう方に板橋区の考え方というようなことを、それからこんなふう今後したいよというようなことを、そんなふうなちょっとした回答文みたいなことも簡単なものを御用意いただくとうれしいなとこんなふうにして。全部読みなさいよですと、そういう研究者の方たちも難しいと思いますし、そういったものを御用意いただく私なども聞かれたときに答えられるとうれしいなと、そんなふうにしております。

ちょっとこれはお願いですけれども、内容の変更とかの意見ではございませんが、よろしくこれはお願いしたいと思っております。

すみません。途中で失礼いたしました。

○議長 ということですが、説明できないはずはないので、それは準備をして。私から言わせると、研究者だったらちゃんと読めと。マスコミだったらしょうがないけれどもと思いますが、まあ、いいです。

よろしいでしょうか。採決に入らせていただきたいと思います。

賛成の方は、挙手いただきたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○議長 それでは、賛成多数、全員賛成だったかな。

したがって、本議事は、景観審議会として異議なしと答申することにいたしたいと思います。

それでは続いて、議事2、板橋宿不動通り地区景観形成重点地区の指定による板橋区景観計画（変更案の素案）についての御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○都市整備部参事 それでは、板橋宿不動通り地区景観形成重点地区の指定によります景観計画の変更案の素案について、御説明さしあげたいと思います。どうぞよろしくお願いいたし

ます。

まず、資料2-1を御覧いただきたいと思います。

(1)の概要及び(2)のこれまでの経緯でございますが、平成29年度から2年かけまして、地元勉強会を開催し、また、まちづくりニュースの発行等を通じまして、将来目指したいまちの景観のイメージ、また、方向性を定め、地区全体の景観まちづくりを推進するための計画として、「板橋宿不動通り地区景観まちづくりプラン(素案)」を作成したところでございます。以下「プラン」というふうにさせていただきますが、こちらの件では、令和元年6月に、勉強会からこのプランを受け取るとともに本地区の景観重点地区の指定をしてほしいという要請を受けたところでございます。

板橋宿不動通り地区を景観形成重点地区に指定するために、プランに基づきまして景観計画の記載内容等を検討してまいりました。記載内容につきましては、前回の第13回の景観審議会、また第17回、18回の部会で委員の皆様から御意見等いただきまして、もとの変更案になる素案という形で作成したものでございます。

続きまして、参考資料2のほうを御覧いただきたいと思います。

こちらでございますが、先ほど申し上げました第13回の審議会、また第17回、18回の部会等で委員の皆様からいただきました意見を取りまとめたものでございます。

続きまして、資料2-2と2-3のほうを御覧いただきたいと思います。

まず、資料2-2でございますが、変更案の素案でございます。前回の審議会でもいただきました変更の部分につきまして赤字で記載させていただいています。また、資料2-3のほうは、審議会また部会でいただきました意見の景観計画への反映状況についてまとめさせていただいたものでございます。併せて御覧いただければと思います。

まず、資料2-2の1ページのほうでございますが、対象区域について20メートルというふうに設定しておりましたが、20メートルの根拠を明確にしたほうがいいという御意見をいただきましたものでございます。これにつきましては、板橋区の既に重点地区と指定しております石神井川軸地区等で緑道からとか、また公園等から20メートルの範囲というもの、こちらのを参考にしているというような形で御説明差し上げたところでございましたが、不動通りにつきましても、まとまりのある、また見える範囲というものを確認したところ、旧中山道からの影響範囲ということで考えたところございまして、沿道からおおむね見える範囲の敷地、また2つ目の敷地の程度ということで20メートルということの設定をさせていただいております。

続きまして、資料2-2の5ページのほうでございます。こちらのほうにつきましては、資料2-3の上から2段目のところを御覧いただきたいと思いますが、まず、「形態・意匠」の景観形成基準につきまして、スケール感が大事なことの一つは間口であり、高さや壁面などではなく、商店街の伝統的な土地割、狭い間口で小さな店が連続しているところが景観ポイントであるため、間口についても少し言及したほうがよいのではないかという御意見をいただいているところでございます。こちらにつきましては、「低層部では間口などのスケール感を意識し、また宿場町らしさが感じられるようなデザインの街並みの連続性に配慮する」という文言に変更しているところでございます。

続きまして、資料2-2の7ページのところでございます。参考とする部分は、資料2-3の上から3段目、4段目のところでございます。参考とする部分は、「公開空地・外構・緑化」の「景観形成基準」の（オープンスペース・外構）の基準でございますが、こちらの部分につきまして、「歩行者にも通りを歩いている人や脇道から入ってくる人で色々な視点での見え方があるが、その時に大事なのは角地である」という意見でございます。また、「角地やまた街角にも配慮を求める文言があると後々よいのでは」という御意見もございまして、「アイストップ」という言葉に関連して意見がございました。こちらにつきましては、「アイストップ」という言葉を除きまして「隣接する敷地、道路、街角、角地などから視線が集まりやすい場所を意識して」というふうな形に変更させていただいているところでございます。

続きまして、資料2-2の7ページのところでございます。参考としては、資料2-3の裏面の一番上のところでございますが、2ページ目の一番上のところでございますが、同じく「公開空地・外構・緑化」の「景観形成基準」の（オープンスペース・外構）の部分でございますが、こちらの基準につきまして、「和風という言葉は色々な幅があるので、良い物がある一方、やらない方が良かったという物もある。もっと具体的な言葉で表現した方がよいのではないか」という意見もございました。こちらにつきましては、「入り口部分や塀などの外構を和風とするなど～」という文言を、「入口部分や塀などの外構を伝統的な素材やデザインとするなど」という形に変更しております。また、他の基準との整合も図るようにしたところがございます。

続きまして、資料2-2の7ページ、同じ7ページでございますが、こちらにつきましては資料2-3の裏面のところの二、三段目のところでございますが、「公開空地・外構・緑化」の「景観形成基準」、（緑化）の基準について、「植え込み」、「植栽」、「和風」という言葉の整理が必要であるという御意見、また、緑の部分についても「もてなし」、「し

つらえ」、「たたずまい」などの質の高い空間を目指す言葉が入っていると宿場町らしさが出てくる、また、「うるおい」だけでは弱いのではないかという御意見もいただいたところでございます。こちらにつきましては、「植え込み」という言葉を除きまして、「敷地内はできる限り緑化を図るとともに、通りに面する部分や角地、玄関周りには宿場町らしいしつらえやたたずまいの植栽帯を設けるなどで緑化を図り」ということで変更させていただいております。

続きまして、同じく資料2-2の7ページでございますが、こちら参考とする部分が資料2-3の裏面の上から4段目のところでございます。「駐車場などの付属物」の「景観形成基準」の（屋外広告物）の基準について、「デザインの統一」というものが何を統一するのか中身が分からないという意見や、また不動通りの伝統的なデザインというものが一言で言われてしまうのはいかなものかというような御意見をいただいております。こちらにつきましては、項目を2つに分けまして、1つ目の項目は「周辺の看板などの高さ、位置を揃えるなど、まとまりのある街並みの形成に努める」、また取り付ける位置などに関する基準といたしました。また、2つ目の項目といたしまして、「外壁の色彩との調和や宿場町らしさに配慮し、落ち着いた印象を与えるデザインに統一するよう努める」というものでございまして、デザインに関する基準といたしました。

今申し上げたようなところが、変更した部分でございます。

続きまして、もう一度、資料2-1の裏面をお願いしたいと思います。資料2-1、1枚紙のペーパーでございますが、こちらの裏面をお願いしたいと思います。

今後のスケジュールでございます。本日御説明した景観計画の変更案の素案でございますが、来年度、今年5月、また8月ぐらいに、地元のほうに説明また周知に入らせていただいて、8月末ぐらいから9月にかけて、パブリックコメントを実施したいというふうに考えております。その中でいただいた意見につきましては、都市計画審議会等にまた意見伺い等を行いまして、景観審議会の中で御審議いただいて変更案の原案というふうに提出させていただいて、その後、令和4年3月頃に、また開催いたします審議会のほうで景観計画の変更案の最終案という形で、諮問、答申をいただきたいというふうに考えております。

議事2、板橋宿不動通り地区景観形成重点地区の指定による板橋区景観計画（変更案の素案）についての説明は、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問もしくは御意見等ございましたら、いただき

たいと思います。いかがでしょうか。

私あまりしゃべらないほうがいいんですけども、今日の机上配付資料のところに、紙ファイルの閲覧資料1、2、先ほど出てきた「板橋不動通り地区景観まちづくりプラン」というのがあって、これは地元のほうから上がってきているものなんですよ。

こういうのがあって、どのくらい信じるかという話はあるんですが、重点地区にして、こういう大きくふわっと縛っておけば、あとはとんでもないことが起こらないよという点と、地元の人がやる気になったときに邪魔にならないという、多分2点が大事で、これのとおりをやっていれば全部うまくいくよというわけではないですし、ただ、これは破らないでほしいなというところがあって、それはやっぱり定量的な色彩基準、先ほどお話があったアクセント色も含めた色彩基準は定量基準なので、縛られないのですが、今日おおむねお話しいただいたのが定性的な基準なので、恐らく本気で破ろうと思ったら破れないことはない。

例えば、宿場町らしさといったって、それは各人各様でして、実はちょっと余計な話をすると、私千住に住んでいまして、千住というと板橋と並んで江戸宿場町の一つで宿場町通りというのもあるんですが、私は千住の宿場町と思っていますけれども、普通の人が見たら「ただの商店街じゃん」と言われかねないところもあります。気にしてシャッターを閉めると宿場の絵が描いてあったり、例えば日光街道ですので、照明中のバナーに「この先掃部宿まで何キロ」と書いたりするという努力をされていますが、建物で残っているなんていうのは希有なので、何が宿場町らしさかというのはなかなか難しいところですが、それも地元の方々が、今日のこの不動通りの宿場町らしさというのはこういうのだよねというのを、地元の方々が議論していただければいいので、あまり余計に縛ることはないなというように思っているところです。

そういう意味では、今日御説明いただいた、このような書き方でばら切れであれば何でもできちゃうんですが、皆さんが頑張ってくださいということを前提にすれば、こういう形でいいのかなと私自身は思っているところです。と、余計な解説をしましたが、いかがでしょうか。

せっかくですので、どうぞ。

○萱場委員 地元の萱場でございます。

今の委員長のほうからお話がありましたけれども、私もこれをちょっと一通り読んで思ったんですけども、じゃ現実的にどうだろうということを読みましたらこれは理想ですよ。現実にはかけ離れている。あなたたちも歩いて分かるだろうと思うんだけど、マンショ

ンがばかばか建っているという。昔の宿場町というイメージはまるきりないです。それをどうやって立て直すかということを果たして何も書いてない。だったら理想です、これは。

現実の問題についてどう対処していくかということについても、何もしていないと言いたくなる。私、もう昔からずっといますからね、63年ぐらいいますから。やはりこれを見ても、それに対する配慮した言葉って入っていないよね。これは、あくまでも、僕は知らない人はそういうものかなと思うんですよ。現実的に我々は地元にありますから、何を言いたいんだろうと、逆に僕は思いました、これを読んで。やはり現実と将来どうしたいのか、こういうものを併記しながら進めていかないと、未来はないと思うんですよ。

それに対して、ちょっと私が、それに対して考えてくれているのは分かるんだけど、行政側としては。やはり現実の問題も考慮しながら、それにどうやって対処していくか。現実的にいろんな今マンションが建っています。これに対して、どの程度関与できているのか。僕らは全然それが分かりません。ただ単に、建築法に合致しているから、はい、認めますと、そういう形で推移している感じがします。ですから、御存じの方は、昔の不動宿通りと今の不動宿通りではまるきり違うということをもっと認識していただきたいなと、そのように思っております。それをどういうふうにするかということも、併せて論議していただければありがたいなということです。

以上です。

○議長 ぜび、地元の商店街もしくは地域の方で、将来性については考えていただきたいんだろうなというふうに思います。

区としては、地元の方々の意見を踏まえて、どういう形か分からないけれども、宿場町らしい景観を何とかその雰囲気醸し出すように、景観としては縛っていきたい。この議論をもうちょっとやっていくのであれば、マンションの立地規制はどう考えてもできる気がしないんですけれども、場合によっては、どこかでお話ししたように、マンションを建てるんだったら、宿場町だし商店街なので、低層階せめて1階ぐらいは商業的な用途を入れようねみたいな話をするとかということは、多分、地元の方々の話との上で行政的にはできることかなというふうに思っているんで、ある意味、地元の方でやるときに最悪のことが起こらないように、あと、ある程度の道筋をつけるようにというのが、この多分、重点地区の方針の基本なので、ここで書いたらそのとおりになるなんていうことはあり得ないので、ぜび地元の方々の協力をお願いしたいなと思っているところです。

御意見として賜っておけば、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

じゃ、杉山委員。

○杉山専門委員 今の御意見は、本当によく納得できます。

私のほうは、7ページの屋外広告物のところで、統一というワードということで意見があったというようなことでお直しになられている点について、ちょっと申し上げたいと思います。

基本的には、今委員からも御意見が出ましたけれども、その屋外広告物、いろいろワークショップなども開かれて御研究もされている資料を今まで拝見してきたんです。そうすると、こういった宿、板橋宿といったものに、屋外広告物あるいはサイン、看板とかそういったものがかなり貢献するのではないかな。例えば、木を使ってみようとか、そういったものを推奨しようとか、やっぱりそういうアイデアというのは、ここにはそう具体的には書けないけれども、かなりそういったもので貢献できるのではないかなと思ったりするわけです。

そうしますと、その統一と言うと、どうしても日本語的に画一化するとかそういう印象に何かいってしまって、否定的な感じがすごくしてしまうんじゃないかな。御意見があったのは、そんなことなのかなと伺いました。そうすると、ここでは、ちょっと私も文章をあまり考えられていないんですけれども、この落ち着いた印象を与えるデザインを「作り上げるように努める」とか、こう作っていくんだよというようなことの表現でも定性的な目標、目指すという言葉がいいのかどうか、ちょっとその辺、今あまりないんですけれども、そういったようなことを考えました。

なので、ここでもやっぱり赤文字でも「統一」になっていますけれども、そういうふうに屋外広告物も一緒にこの宿場町らしさを作り上げるデザインというのに努めてほしいな、そんな呼びかけになさったらいいんじゃないかなと、こんなふうに思いました。

以上でございます。

○議長 はい、いかがでしょうか。

どうぞ。こちら御意見をいただいて、すみません。

○鈴木（和）委員 鈴木です。

不動通りの計画で「和風」という言葉があったんで、僕はとても興味を持って接していました。というのは、板橋区の中でこの「和風」というキーワードが使える地区というのは、やっぱり限られているところがありますので、何とかこの「和風」という言葉が展開できないかなということは期待として持っておりました。とはいえ、この地区の都市計画上の制約であるとか、防火上の規制の中で、できないことのほうがはるかに多いということも理解し

ているんですけれども。そうはいつでも、例えば使っている素材などに自然素材を使う、石だとか瓦だとか、そういうものを目に見えるところに積極的に使っていくとか。それとか外壁なども樹脂系のもではなくて土も含めた自然素材とか、何かそういう工夫の中で、何となく日本人の持っている心がほっとするといったら変ですけども、そういうものがテストとして残せれば、少し感じはほかの地区と違ったものは出せるんじゃないかなと思います。

書籍で、和室学という書籍が11月に出たんですけれども、ここでもなかなか和室とは何だというような定義をすることが難しいとも書かれておまして、そういう意味ではなかなか「和風」はこうだ、和室はこういう定義なんだということを言うのは難しいんだけど、それぞれの心の中ではつながるものがあると思いますので、そういう意味でも素材のところでは何か工夫できる可能性があるんじゃないかなというふうに思った次第です。

○議長 ありがとうございます。

ほかに御意見をいただければ。

○池邊委員 今のところ、ちょっと部会の中でも、私のほうで少し言わせていただいた部分があります。

和風というのは、とても、今、鈴木委員がおっしゃっていただいたように、テストとしては大事な部分なんですけれども、少し間違えると、何て言うんでしょう、キッチュな和風とか、和風っぽいという安っぽい和風とか、そういうところが、浅草をはじめ最近では神楽坂なんかでもそういうようなものがそこそこに露出してしまっていて、それでそういうこともあって、ただ事業者にと風にしろと言うと、上は普通のマンションのあれがあるのに、そちらのデザインと全然違うようなものを取ってつけたように入り口のところだけちょっと和風にするみたいな。そういうことをされるとちょっと逆に問題だなということで、ここでは外構、これは外構になっちゃっているんですけれども、今のお話では建築物の素材ということですけども、伝統的な素材というような言葉でやらせていただいたり、あとはその2つ下ですけども、「宿場町らしい設えや佇まい」というようなこと、これは植栽帯のほうですけども。そういうちょっとニュアンスの言葉で、どこまで事業者のほうに通じるかは分からないんですけども、それで少し格調高く考えてもらったほうが、単純に何か和風っぽい植栽を植えたからいいだろうとか、何かそういう形でやられては困るということで、ここ「植え込み」、「植栽」、「和風」という言葉の整理が必要というような形で、今あるような形で書かせていただきました。

必要があれば、これ今「入口部分や塀などの外構を」という形だけになっていますけれど

も、建築物にもできる限りそういう「自然素材とか、伝統的な素材を盛り込むなど」というような言葉が、もし入れ込められればというような形だと思いますので、こちらはなかなか建築物そのものには入れ込みにくいかと思えますけれども、これは検討していただければと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○中島委員 ちょっと、今の話ではない次の話題になってしまうんですが。

基本的に景観計画の話とこのプランですね。これが2つあるというのが大事で、先ほども現実との違いがあるということですが、景観計画は基本的には今後の建築行為に対する規制ですので、徐々に変えていくような話なのに対して、このプランのほうは、やっぱり将来ちゃんとこうどんな町にしていくかという、それは地元の方々が考えてそれで区と協働して定めたものですので、こちらが本当にビジョンとしてあるということで、それぞれ書き分け方はあるんじゃないかと思いました。で、役割もあると。

景観計画のほうは、恐らくこのようなものであろうと思えますけれども、この中にちゃんと「ちょっと寄ってって 板橋宿」という、正直、景観の方向性として全くこれだけ読んでも分からない言葉ではありますが、それをちゃんとプランのほうを見ると、地域の方々が考えたいろんなビジョンがちゃんと詰まっていますから、そこでリンクが張られていて、これはこういうことなのかなということで、その2つをうまく、やっぱりプランとこの景観計画を並行してちゃんと走らせると言うか。その中で特にプランのほうは、景観まちづくりって何よりも大事なのはやっぱり営みだと思いますので、商店街ですか、先ほどどんどんお店がなくなっていった話がありましたから、ぜひ景観計画にこだわらずに、景観まちづくりのほうはやはりどうこの場所でお店を出したくなるか、続けたいかというそこを取り組まない、恐らく形骸化した景観になるかというか、ただ単に形は残るけれども営みがないという。それだと意味がないので、そこは景観まちづくりのほうでぜひ頑張ってもらいたいと思えました。

その上で、ちょっと景観計画、1点だけ気になるのは、景観形成の方針のところにある「公共空間」という言葉があるんですけども、「公共空間と一体となった人が集いにぎわいのある商店街景観の形成」ってこの辺り景観計画に載ることになると思うんですが、ここで言っている「公共空間」というのが、ちょっと何を指すのかというのが少し分かりにくいんじゃないかなと思います。恐らく、板橋宿の不動通り、一番大切な資源は通りそのもので

すね、街路。街路こそが、まさに中山道であり、あの幅員と少し緩やかに途中で少しだけ曲がる、それがまさにヒューマンスケールのゆえんですけれども、ああいう通りがあって、その通りが多分「公共空間」なんだと思うんです。その通り等に沿って建物が建つということなので、例えば「公共空間」の中に通りもまず入っているんだということをしっかりと、下の文章を読めば何となくそんな感じもしてくるんですけれども、言ったほうがいいと思いますし、何となくこれだけだと、新しくできた広場ですか、あのことだけを指しているように聞こえるし、あるいは民地のいわゆる公開空地というか、下がった部分だけを指しているように聞こえちゃうんだけど、やっぱり何よりも人々が歩きやすく、歩きたくなるあの道と連動して街並みができていき、それと一体となって立ち寄り、ちょっと寄っていくというか、そもそもあそこを通りたくなるということの風景ができてくるんだろーと思いますので、そのことを考えると「公共空間」と一言で言ってしまうと、ちょっと何のことだか分かりにくんじゃないかなと正直思いました。

この方針のところですけども、ここはいかがでしょうか。ちょっとその、区のほうの考え方もあるのかもしれませんが、「公共空間」、オープンスペースという言葉も使われているんですけども、いまいち何か、人によっては受け止め方が違うのではないかなというふうに思ってしまうので、繰り返しですけども、ちゃんと通りとか公園とか、あるいはその民地のオープンスペースかもしれませんが、何かそういうものだというような想定しているものがあるのであれば、しっかり言ったほうがいいと思いますし、これは個人的には、私の意見としては「通り」という言葉が物すごく大事なんじゃないかなと思います。

1項目の項目にはちょっと出てきていますけれども、「通りに面する部分」ということで出てきますが、その辺りいかがでしょうか。「通り」がないと風景、景観を作ったところここに車がばんばん走ってもしようがないわけですから、まず「通り」なんじゃないかと思うんですけども。その辺の解釈はどうすればよろしいのでしょうか。

長い意見ですみません。

○議長 「公共空間」の簡単な定義をどこかに入れるんでしょうかね。

多分、タイトルに入れるとちょっと格好悪いので、下が3つでしょうけれど。

○中島委員 プランのほうだと、まさに通りを住民の方々が使っていくとか。いろいろありますよね、現状でも通りを車を止めているいろんな使い方をしたりとか、そういうのも景観づくりの物すごく大事な部分なんですけれど、ちょっとこの方針のところだと、通りそのものとい

うよりは、通りそのものについてはあまり言及がないようにも見えるんですよ。

○議長 私なんかだと、「公共空間」というと、どちらかという通りが中心で、公開空地、公共空間と言っていいのか、公共空間だと思うんですけどもというようなので、多分、人によって一人ずつ取り方が違う可能性があるんで、少し説明を入れてもいいかもしれないですね、ここは。

私なんかだと、「公共空間」だと、まず第一に街路、公園もそうだろうな。交差点は街路だから入るかな。公開空地、当然入れるんだらうなという順番になってしまうので、少し解説を入れたほうがいいのかもかもしれません。

はい、どうぞ。

○神谷委員 協議の具体的な話で言うと、公共空間としての道路とかそういうものが協議で出てくる場合もあって、そのときには歩道のデザインだったり街路樹だったりとか。通常は民地がほとんどなんですよ。ただ、最初にお話があったように、大きな建物の場合に公開空地が取られているようなところというところが出てくる場合もあるわけですよ。そうすると、それが民地だけれども公共的な空間ということで、民だけれども公共的。道路のほうも、公共空間なんだけれども民地的な使い方をするという、時間的に。そういう場合もあるわけで。そうすると景観法の仕組みの中に位置づけるべき大事な話としては、公共的空間というところに対して、こういう規制法としての景観法を基にうまくいろんな指導といえますか、こういうふうにしてくださいという話ができるといいと思うんです。

そのときに今、このプランを持っているというのが大きなところで、プランは民でつくっているわけですよ。で、この景観法の条例のほうは公がつくっているんで、伝統と和風の話にも絡みますけれども、プランのほうでは「和」というのがキーワードになっていて、それはとても大事なわけですけども、公共の景観法のこうした文言の中にはちょっとどうだろうかということで「伝統」ということにしているけれども、でもそれは対立項ではなくて、伝統と言っている中に「和」も含まれていて、それはちゃんと中島委員が言っていたように、その2つが連携しているというふうに考えると、具体的にはプランを見てください。デザインに関しては「和」ということが大事なんですよというような話ができる。ただ、住民の中でもみんながみんなこのプランに参加して賛同しているかどうかということもあって、中には、いやいや洋風のデザインにしたいんだという人もいるかもしれない。そういうときにも、やっぱりプランを尊重する。ただ、そのプランは緩やかな縛りであって、そういう洋のデザインをしたい人にとっては、法の色彩基準のほうで少し具体的な不動通りのところでやや強

い規制がかかっているよ、そういうものも踏まえてくださいと。そういう協議の中で、具体例として進めていく、そんな話になるのかなと思うんです。

ですから公共的空間という辺りを、厳密に表現しなければいけないかどうかという辺りは、どこまで書くかということなので、私はそんなに厳密に考えなくても運用できるかなというふうには思っています。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

私としては、多分、最終案だと■の一つ目の「通りに面する」というところの「通り」の前に「公共空間の一つである」とか入れておけば通りが入るんだろうな。

実は、私、個人的にはあまり定義したくないんです。何でかと言うと、今完全に民地だと思われている、例えば建物の外構で公開空地になっていないけれど通りに面している部分、私はあそこも公共だと思っていて、でもそこを公共だと書くと反論するやつはいっぱいいるので、あまりちゃんと定義をせずに、ただ少なくとも中島委員がおっしゃった誤解を防ぐためには、最初の「通り」の前に、これも公共空間の一つなんだよということを加えておけば、何となく分かるのかなという気がしました。多分、ほかのところも、下は公共空間がいいと思うんですけれども。オープンスペースとか何とかも、多分公共、「商店街の魅力を楽しむ場所やオープンスペースなどの公共空間の設置に努め」とか書いておけばいいのかなという気がしました。

あまり厳密に定義すると、ここは公共空間じゃないのね、じゃ、勝手にやっっているのねという議論が非常に恐ろしいので、その程度の表現にさせていただければと思います。そんなことで中島委員の意図は達成されるのかなと思いますが、よろしゅうございますか。

○中島委員 そうですね。ちょっと検討が必要かなと思うんですが、基本的には、今の会長のお話でいいんですけれども。

基本的には、通りと広場だと思うんですよね。人が通る場所と滞留する場所。それを広くとらえて公共的空間と呼んでいるんですけれども。何か公共空間と言うと、公の持ち物とか。要するに、例えば区だったり都が持っているものというようなイメージもちょっと出てきてしまうので。何かそれよりは、実際にその場所が果たしている役割が大事で、それは通りや広場だと思うんですよね、端的に言えば。あの町中には、確かに通りと広場があるので、それが中心となってそこに街並みができますよということなのかなと思ったので、ちょっとその公共的、公共空間という言い方が固いし、いまいち何を意図して使うのが、ちょ

っとやっぱり分かりにくいんじゃないかなと。目指すべき景観形成と言われると、と思ったんで。ちょっとその辺り、通りと広場なんですけれども、端的には。それは物で言うと、街路だったり公園ということになるんでしょうけれども。ちょっと考えていただければと思います。ちょっと、私もまだ別に腹案があるわけではないので、すみません。

○議長 私としては、なかなか難しい命題なので、ここは今私も意見ぐらいにさせていただいて。

つまり、公共とは何かという大議論になっているわけで、そういう意味では公共政策でも公共という名前をほとんど議論せずに、ほとんどお役所という言葉とイコールで使っていることに大問題があったんです。私の指導筋に当たる鈴木忠先生は、公と共の間に・があって、公は公で共はみんなのものだよと言っているんで、それを私は信じているんですが、それを言い出すと違う意見の人もいるので、あまり定義をしてぴりぴりすると、つまり市営地は気にしなくていいのねと言われるのがさらに怖いので、少しふわっとした議論でまとめさせていただければと思っています。

でも、一応ですね、ちょっと考えてはみてください。ただ、考えても結論が出ないような気もするので、ちょっと考えてみてください。

よろしゅうございましょうか。あと何かございますか。

一つだけ。どうぞ。

○大場委員 今のこの項目とは別の、建物と景観というのがどんなふうなことになるのかという、そういう詳しいお話をするわけではないんですが、建築の立場で言うと、建物を設計しようとしたときに、おのずからオーナーさんの意向に従って建物ができ、ファサード、その公共空間に面するファサードというのができて、自然にガラスを使ったりいろいろやることになるんですけれども。ただ、今話題になっている中で、その前の通りがどんなふうに使われていて、人々がどんなふうに集まってくるか。それに対応しようというファサードを考えようと思うと、おのずから建築の言葉になって恐縮なんですけど、「しつらえ」というのをどうデザインするかという話題になって、その「しつらえ」が集まって通りの雰囲気なんかを演出するのかなとこう思うわけなんですけれども。

その「しつらえ」をつくるときの何かアイデアになるようなものという、現実目の前でどんなふうになっているかしらといったときに、今まちづくりのいろんなところで出されている、時間制限で車が入ってこない、夜はどうなっている、それから通りに面して臨時の店舗を出してもいいよ。何かいろんな活性化のための手がかりというのが、たくさん今なされているだろうし、不動通りでもやっておられるような気はします。そういうのを情報として、

まちづくりの人たち、公のいろんなところから、それが発信されて何か建物のファサードを考えるときの「しつらえ」にそれが反映できるような、何かそういうシステムというか、情報の共有というのか。何かそういうことをして、店舗の所有者あるいは利用者の意識に訴えかけてくるような情報源を何か形づくれると、今の景観の通りに対してどうあるかというのを、また別の面からサポートするような、そんなことになってもらえないかなという。

それも今のこの話とどういうふうに結びつくのか、ちょっと分からないですが、建築を具体的に設計する立場から、何かそういうものがあるとデザインに生かせるかなという気がちょっとしました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

多分、その辺の話は、どういう組織になっているのか今一つ分からないところがありますけれど、このまちづくりプランをつくっている「板橋区不動通り地区景観まちづくり勉強会」、多分、任意団体だと思いますが、これがもう少し確固たる組織になって、協議会になって区とも連携して情報を共有して、例えば沿道で開発してやるときは、ここに一言どうするかを相談すると、そこから情報がばんばんいくというような形が将来的には可能なのかなとは思っています。

ですから、あまり縛りは、この勉強会が発達して協議会になり区と連携したそれなりの不動産側の団体として、そこだったらそこには一度相談しないと周りの建築の設計なんかできないぜという雰囲気が出てくることを、強く期待したいなと思っていますし、可能性はあるんじゃないかなと思っています。

ありがとうございました。

ほか、よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○萱場委員 今、いろんな意見を聞かせていただきましたけれども、やはりさっきお話ししましたように、これからの宿場町という考え方を強調するのであれば、もう一つには建築基準の問題になりますけれども、向こうのほうでは旧街道においては、2メートルバックして、1階については、2階部分はそのままでいいと現在の敷地で。じゃ、引っ込ませた部分はというふうにするかというそういう論議も一時あったんですけども、それが今どうなっているかちょっと分からないんですけども、この場所ではないんですけども。

ただ、連動としまして、そういうことが出されるのであれば、当然、いろんな街並みとい

うことを考えたほうがいい。どうあるべきかということが、総合的に相対的に論議されなきゃいけない部分が多いんじゃないかという気がします。だから、ここの場で何を言いたいのかというのが、ちょっとまだ私理解しづらいんです。

これはさっきもお話ししたけれども、ちょっと読んでみてこういう形がいいのかなという形が見えるのかなと思ったんだけど、今日来てみれば分かるかなと思って出席させていただいたんですけども。

なかなかこれ一体感を持ってやるという場合、ここだけで論議してもなかなか難しい部分が多いんじゃないかなという気がするけども、会長のほうから見ていかがでしょうか。

○議長 多分、あくまで景観計画の中の景観重点地区という中での形成基準という形なので、先ほど言ったように、これに従っていれば宿場町らしくなるというほどに書き込むことは不可能です。そんなに縛りはできない。つまりある程度決めるわけですから。

とって、これに反するというのも、定性的基準だと誰かがすごいキンキラキンのマンションを建てて、これだって宿場町ですよと公言されると、あとは御相談申し上げるしか手はないので、なかなか厳しいですし。

その、セットバックという話は地区計画レベルの話なので、景観計画の中での所掌範囲を外れますし、どういう町にしたいかというのも、ある程度ふわっとした形で景観的にはこういう雰囲気なんだろうねということを定性的基準で書くことはできるけれども、それ以上のことは幾ら宿場町らしいといっても全部商店がゼロになれば、けんかにも何にもならないわけで、とって景観形成の指針で、全部の商店はやっていけという命令は当然出せないもので、それは地元の商店街、地元の地区がこう頑張る中で、緩やかにでも景観の縛りをかけて、宿場町の景色としてはこういうことぐらいは縛っておかないとちょっと危ないんじゃないの、こういうことで皆さん意見を一つにして考えを一つにしてそっちのことにはしっていいこうね。でも区からの景観計画としては、これ以上書きづらい。これに違反したら、あいつはこれに違反しているんじゃないかということが起こらないように、あまり摩擦が起こらないけれども緩やかに方向性を定めるという辺りが、景観形成基準の本意なので、これを見たらすぐさま不動宿の将来像がパースで描けるというところまでは、到底書き込めないと思います。

それは、区の責任というよりは地元の責任で、地元が将来図を描いてみて、その通りにならないところはどういうふうに補っていくかというのを、まさにこのまちづくり勉強会のほうで頑張ってください。それに対して、この審議会は景観的な観点からこういう応援をしますし、もう少し広い観点では区が協力するという形が行政のあるべき姿かな。

区が命令してこのとおりにしろというわけには、多分これからもなかなかいかない。

ということなので、多分、ここで強く縛っているのは色彩基準ぐらい。で先ほどの、私は統一と画一は違うので、統一でいいんじゃないかと思っていますが。屋外広告物もそれは変わったものを出そうと思えば出せちゃうんですが、せっかくならば少し統一を図っていこうねということなのかなという気がしています。

あまりお答えになっていないと思いますが、多分、景観計画としては、景観としてはある程度の方向性と縛りをかけているので、これを読んだらすぐさまパースが描けるというところまでは、なかなか書くのは難しい。もう少し時代が進めば書けるかもしれません。地区の方ももっと意思が統一して、マンションを建てたときにどうするんだということも、地権者の方も全員承認して進めば、もっと書けるかもしれませんが、そうじゃない限り、ちょっとそれ以上書くのは無理な気がしますね。やると逆に言うと、一部のもっと親から土地を引き継いだけれども売り飛ばしてマンションにして、俺はどこかに住みたいんだという人から大反発を受けられるということになるので、やはりそれなりのことで書くところということになるんだろうなと。もっと進んで、そういうことはしないぞと皆さんが約束してくれれば、もっと強く書けるようになるかと思います。

ということで、よろしいでございましょうか。はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○黒瀬委員 今日何でしたっけ、当日の閲覧資料の8ページのところに、いわゆる勉強会で、商店街の方たちの意見を、アンケート調査というのがあって、その結果で、アンケートしている地元の方というのかな、商店街の方、このアンケートによれば、その数って60名ぐらいなんです、トータルにすると、このアンケートの対象というんでしょうか。

今議論している地域の、それに関わる商店街の人たちの人数とか規模ということなんですけれども、いろんなプランがあっても、結局実際にそれを担う人たちというか、核になる人たちですよね。この場合は、商店街の人たちだと思うんですけれども。このアンケートを見ると60名ぐらいの方が答えていらっしゃるということなんですけれども、実際にはもっといらっしゃるのかもしれないけれども。やっぱりその規模に応じた活動の可能性というものもあると思うし、また年齢層というものもあると思うので、プランを立てるのと、あとそれをやっていく担い手というんでしょうか、その対象になる地域の方たちの特性というか、そういうのも考えながら、基本的なプランは一般的に考えてもいいんですけど、実際にそれを地元の人に分かりやすく、あるいは理解してもらいやすくするには、もう少し対象になる人たち、

これを担っていく人たちのことももう少し考えるといいのかなという感じがしたんですね、これを見たときに。いろんな商店街があると思いますけれども、やっぱりそれぞれ特徴があると思うので、この場合はどういう人たちが中心になって担っていくのかということ、この後どこかで考えられたらいいかなというふうに思います。

○議長 おっしゃるとおりで、そういう意味では、先ほど御説明があったと思いますけれども、資料2-1の2ページ目、一応ここでは、変更案として景観審議会としてはこれをお出しして、こういうことをやっているからという話をこの2ページで住民の方に説明する、周知する。パブリックコメントがどのくらい有効かというのは必要ですが、それもする。そういう意味では、この裏側には、少なくとも間近で勉強会で作られたまちづくりプランと、どういう方がどうやっていくかということをしり合わせた上で、どのぐらい、これであとは俺たちが勝手にやるよというのか、もうちょっとここは変えてよというのか、ここは変えてもらっちゃ困るという話になるのか、それは分かりませんが、そのままに地元の方々、まちづくり勉強会の方を含めたそれ以外の方々、もちろん商店街の方が中心かもしれませんが、商店街に属していない方々もこの地区の方々なので、そういう方々の意見を含めて伺った中で、この景観計画の内容については足せとか引けとかいう意見を伺って、最終的にはもう一度、来年の3月ぐらいに、この審議会でこういう意見を伺ったのでこういう形にしたいと思うということで、ここに諮らせていただくということなので、区もしくはこの審議会がこう言ったから、あとは地区に放り投げて勝手にやれというスタンスでは決してないということですよ、事務局として。

○都市整備部参事 まず、地元の方々で作りに上げてきた部分がありまして、来年度に入りますと今日いただいた意見等踏まえまして、地元の方々に説明する機会を重ねていくようになると思います。もともとニュース等につきましても、地元には10回ほど、昨年度まで配りまして、多くの方に御覧いただいているというふうに認識しております。

ただ、先ほどのアンケートの話でもそうですが、全ての方が全て、全員がアンケートに答えていただいているわけではございませんが、広く皆様の意見を踏まえつつ、地元にとって望ましいものということでそういうものを作り上げていきたいと考えているところでございます。

○議長 ありがとうございます。

では、よろしゅうございましょうか。

それでは、この議事2につきましては……はい、どうぞ。

○都市整備部長 すみません。発言させていただきます。

いろんな御意見をいただきましたので、今日、できればこの変更案の素案、そのまま協議会のほうに勉強会のほうに提示していくつもりでございましたけれども、一応会長と事務局でちょっと相談をさせていただいて、今日出た御意見を少し含めるようなことも検討した上で地元に入りたいと思いますので、そういう形で、今日は御理解いただくということにさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長 この素案、資料2-2ですね。今日いただいた意見を基に、変えられるところは変える、どうかと思うところは変えないということで、事務局と私で協議させていただいて、もちろん最終形態ではないので、議事としては議決は採りませんが、これを素案として地元投げかけて、地元の意見を聞きながらまた変更すべきところは変更するという形で処理したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ。

○杉山専門委員 すみません。ちょっとごめんなさい。

この配布当日資料のこの景観まちづくりプランというのがございますよね。これを前からずっと拝見していて、次の2ページのところにプランの位置づけというところに、まちづくりプランというのが、この薄いページというかで、書かれているのがあるんですけども、景観計画に書かれていることが、このまちづくりプランにさらに具体的に落とし込むということで、でも、これもずっと表紙がずっと素案のままですよね。いつ、この素案が、取れたんでしたっけ、もう既に。ちょっとその辺が、ごめんなさい。素案、素案の感じで、もうこれ動いているのかななんて思いつつ、ちらっと見ていたりする。ちょっとこの辺りの関係図、こちらのほうの当日資料の2ページのプランの位置づけというところには素案というのは取れていますよね、もちろん。まちづくりプランのところ。

なので、ちょっとその辺りのことは御説明いただいて、説明というか、御確認ください。ちょっと教えていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長 いかがでしょうか。

○都市整備部参事 まず、地元提案いただく際に素案というものでいただいておりますが、最終形でもある状況であります。表記として「素案」という記載がされたままいただいたもので、そこを勝手に区のほうが消すわけにはいけませんので、素案であって地元としての決定案でありますので、そういう位置づけであります。

ちょっと表現で、実際は最終案というか、まちづくりプランです、地元の。素案という記載がされてしまった印刷物が届いてしまったので、言い方はあれですけども、素案という言葉が残っているわけです。

○杉山専門委員 今回はこれの文言の修正ではないですよ。

○議長 そうです。こちらのほうは我々の所管ではないので。

○都市整備部参事 こちらのほうにつきましては、今回素案という形でたたき台として出させていただいておりますので、今こちらにありますものについては素案という形で、区のほうが区議会の御意見をいただきながら作り上げていくものでございます。

○杉山専門委員 そうすると、これなんかはこれの位置づけというのは、これってオープンデータで区役所のサイトに入るといけるんですけど。

○議長 多分、見えないです。

○杉山専門委員 見れないですよ。

○都市整備部参事 こちらにつきましては地元のものでございますので、区のほうのものではございませんので、区のほうが受け取っておりますが、それですので、今回皆様にもこのファイルは閲覧用という形で、この会議用として御覧いただいているものでございまして、もしオープンデータにできるようであればこれをお配りできるものになりますが、今そういう位置づけになっていないということになります。

○杉山専門委員 建築の方が知りたいなと思ったら、不動通りの何か団体に問合せをするというのを。

○都市整備部参事 そういう面では、運用方法につきましても、今後地元の方たちと話をしていきますので、その辺のことについてどういうふうな形で運用するかということも併せまして、よく調整しながら検討していきたいというふうに思います。

○杉山専門委員 はい、分かりました。よろしくお願いします。

ありがとうございます。

○議長 私がこの担当者だったら、こっちが決まるまでは素案だね。

○杉山専門委員 はい、そうですね、きっとね。

○議長 だけど、素案と書きつつほとんど運用する。役所的ですけどね。

昔、大昔の役所で、30年（案）がついている基準とかありましたので。

よろしゅうございましょうか。

それでは、先ほど申し上げましたように、多少の変更は事務局と私のほうで相談させてい

ただきたいと思います。

これで議事が全部済みましたので、以上をもちまして第14回板橋区景観審議会を閉会いたします。

それでは進行のほうを事務局のほうにお返しします。

○都市整備部参事 本日はありがとうございます。

令和3年度につきましては、景観審議会のほうを2回開催する予定で今準備しております。詳細につきましては改めて御連絡さしあげたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○都市整備部長 本日は、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

また、活発な御意見をいただき、大変感謝しております。なかなかZoom会議では賄いきれないところを対面でというのも、ちょっと英断ではあったんですけども、やらせていただいてありがとうございます。体調にどうか気をつけてお過ごしいただければと思います。

一応、最後の機会でございますので申し上げておくと、お話の中で出ました職員がきちんと回答できるようにというお話につきましては、今の職員はもちろん回答できるはずですけども、今後景観については、やはり区長がかなり肝煎りでうちの区としてはしっかりやってきているつもりではおりますので、この歴史をしっかり続けていきたいというふうに思っています。

また、お話の中で出ました公共施設、公共空間、私空間をどこまでということについては、なかなか根本的な話に至るような気がします。今後とも、私たちは、特に私は施設系なので、公共施設というともう道路、公園、なんとかと限定列挙できて、その上に持っている天井天下がどこまで公共空間なのかという話につながってくるんですけども、今回のような不動通りのようなところは、それだけじゃなくて民間の土地の不動通りに面している、つながっている空間がどういい形にできるかというのを、しつらえやそういう工夫の中でやっていくということが、皆様の意識も含めて課題になってくる。そこには、今回に関しては、協議会の方の魂が籠もったこのプランが出てきて、それをどう生かしていくか。トータル的に役所がどう背中を押していくかというのは、ほかの地区も含めて地元発意のまちづくりというのを背中を押していくというのが、私たち都市整備部の基本ではありますので、特に景観についてこうやって出てきたものを、しっかり実現につなげていくというのをやっていきたいというふうに強く思っているところでございます。

現実の対応とそこが出るところは、景観法の位置づけ、それから強制力のない条例の中で、あり得る話ではあるんですけども、その中でも9割の方が御理解いただければというような意気込みで頑張っ取り組んでいきたいと思ひます。

それでは、本日本当に長い時間ありがとうございました。

今年度の景観審議会はこれで終わり、お開きにさせていただきます。ありがとうございました。